第１部　総論

第１章　　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

（１）地域福祉とは

私たちが住む地域では、少子高齢化や核家族化、単独世帯化が進み、高齢者などの孤立死、子育てに悩む親の孤立、ひきこもり、高齢者・障害者・子どもに対する虐待、配偶者などへの暴力等が新たな社会問題になるとともに、ひとり暮らし高齢者、ひとり親家庭、生活困窮者など支援を必要としている人が増加している状況にあります。また、抱えている悩みや必要とされる施策は、個々人によって異なり、地域住民が抱えるニーズは複雑多様化・複合化しています。

「地域福祉」とは、こうした手助けや支援を必要としている人たちが生活する上でのさまざまな課題を地域の中で解決できるよう取り組むとともに、このような課題を生み出さないために、地域を構成する住民・行政・福祉関係機関や団体・企業などが連携・協働して何ができるかを、地域に住む人たちが主役となって考え、地域づくりの取り組みを進めていくことです。

地域の課題を、地域で把握し、地域で主体的に解決を図っていくためには、自分や家族を自ら守る「自助」、地域住民どうしで互いに協力して助けあう「共助」、公的な福祉サービスなど行政・自治体による「公助」の３つの視点が必要です。高齢者や障害者など何らかの支援を必要とする人を支えるためには、「公助」が原則であり、よりよい制度づくりを進めていくべきことは言うまでもありませんが、「公助」だけでは十分に対応できない領域があることも事実です。

その領域をカバーするものが地域福祉であり、地域福祉については、日常生活の中で何らかの支援が必要な人を、地域を基盤として包み込み、支えていく「共助」のしくみが中心となります。その推進にあたっては、地域住民、行政、社会福祉協議会、専門機関、事業者、ボランティアといった多くの人・組織などの役割分担と協働が大切になります。

「地域福祉計画」は、このようなしくみづくりの道筋を示し、地域福祉の総合的・計画的・効果的な推進を図るものです。

（２）計画策定の背景

近年、核家族化や共働き世帯の増加などにより、人々のライフスタイルや価値観が多様化して、家庭や地域で相互に支えあう機能は弱まり、地域住民が互いに助けあうという地域の「つながり」が希薄化しています。そのために、「社会的孤立」や従来の社会システムでは解決しきれない「制度の狭間」の問題など、複雑多様化した新たな課題が生まれています。

こうした社会状況の中で、高齢者に対しては、住まいや医療・介護などの生活支援が身近な地域で一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が図られ、地域住民どうしで助けたり、助けられたりする相互関係を築いていくことの重要性がますます高まってきました。

しかし、既存の制度による解決が困難な課題は高齢者だけにあるのではなく、地域で暮らすすべての住民に対して「地域包括ケアシステム」の考え方を拡大・強化していくことが求められることになります。このため、平成 30 年 4 月に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）」にともなって、「社会福祉法」が改正され、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる**「地域共生社会」**の実現に向けた取り組みの推進が法制度に位置づけられることになりました。

この社会福祉法改正に伴い、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な「地域生活課題」（福祉分野に限らず、保健医療、住まい、就労、教育及び人権に関する課題等）について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることをめざす旨が明記されました。

さらに、この理念を実現するため、市町村が地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や、住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくり、及び生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して複合化した地域生活課題を解決するための体制づくりに努める旨が規定されています。

これまでは、高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに公的な支援制度が整備され、一定の成果を上げてきましたが、ますます複雑多様化・複合化している課題の解決にあたっては、従来の対象者ごとに「縦割り」で整備されてきた支援制度で対応することが困難なケースが現れてきています。

地域における多様な支援ニーズに的確に対応していくためには、住民に身近な圏域において地域住民等が地域生活課題を他人事ではなく「我が事」として主体的に把握し解決を試みることができる環境を整備し、また、地域生活課題に関する相談を「丸ごと」受け止める包括的な支援体制が求められています。

「地域共生社会」の実現にあたっては、こうした**「我が事・丸ごと」**の地域づくりを地域福祉推進の理念とし、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、地域の住民や福祉関係者・関係機関が互いに連携・協働して解決を図っていく必要があります。

（３）計画策定の趣旨

本市の地域福祉の取り組みは、昭和 63 年策定の第１期の「東大阪市地域福祉計画」を皮切りに、平成 16 年に「東大阪市新地域福祉計画」を、平成 21 年に「東大阪市第３期地域福祉計画」を策定し、地域福祉にかかる施策を推進してきました。そして、平成 26 年３月には、「すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、共に生きる　安心と活力の福祉コミュニティの実現」を基本理念とする「東大阪市第４期地域福祉計画」を策定し、さまざまな施策や事業を展開してきました。

しかしながら、少子高齢化は一層進行し、世帯構造の変化や地域社会のつながりの希薄化などは、子育てや介護をしている家庭の孤立や社会的弱者に対する虐待、ひきこもり、配偶者などへの暴力、孤立死など新たな社会問題を引き起こしており、地域の生活課題を支えるための「地域の福祉力」の一層の強化が求められています。

そこで、そうした環境の変化や、前述した社会福祉法の改正に加え、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）、及び生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号）、部落差別解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）の施行など、新たな法制度の見直しなどの動向を踏まえながら、これまでの取り組みの成果や残された課題を整理し、さまざまな人々による助けあいや支えあい、住民・地域・行政などの協働による取り組みなど、地域福祉をさらに推進するための方向性を示すため、「東大阪市第５期地域福祉計画」を策定するものです。

２　計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉推進における市町村計画として策定するものです。

本市では、「東大阪市第 2 次総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、健康増進などの保健・福祉の分野だけでなく、地域防災や教育、施設整備にかかるバリアフリーなどさまざまな分野において、個別の計画や法令・指針などに基づいて施策や事業の具体化に取り組んでいます。本計画はそれぞれの個別の分野で示されている内容を地域福祉の視点から捉え、それらに共通する理念や方向性を盛り込む福祉分野における上位計画として位置づけられるものです。

また、本計画は、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（平成 26 年 3 月 27 日社援発 0327 第 13 号）」に基づく、市町村における「生活困窮者自立支援方策」を盛り込むとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含しています。

さらに、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられている社会福祉協議会においても、地域住民や民間団体が主体となって地域福祉活動を計画的に進めていくための行動計画である、「地域福祉活動計画」を同時期に策定しています。この計画は地域福祉計画で掲げる地域福祉の理念やしくみを共有し、具体的な取り組みを行うための実施計画であり、市と社会福祉協議会は相互に連携を図り一体となって地域福祉を推進していく必要があります。

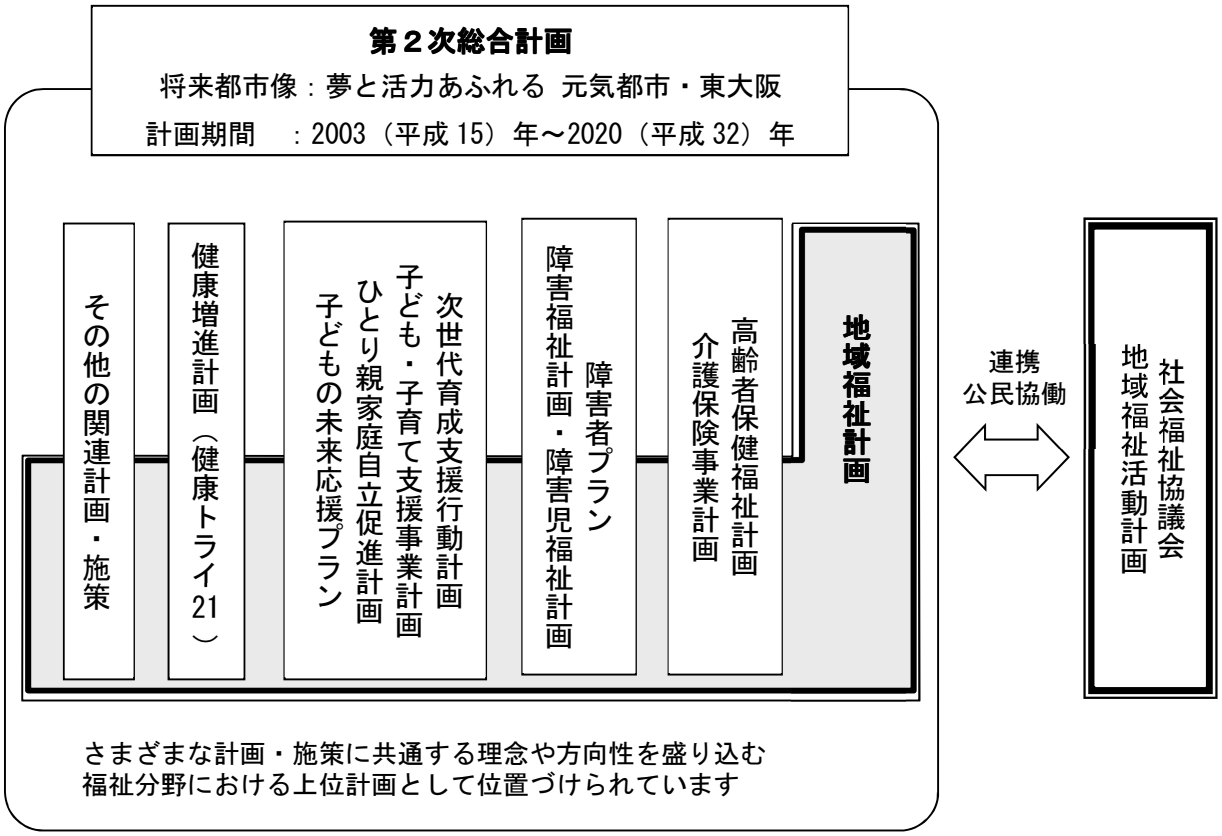

３　計画策定体制

本計画の策定にあたっては、地域住民や日頃身近な福祉の活動に携わっている地域の団体及び専門職の立場から地域の福祉に携わっている事業所などの意見を反映するため、市民アンケート調査及び事業所・団体アンケート調査を実施し、ニーズや地域参加への意識の把握を行いました。また、各リージョン区単位で地域住民や福祉に関わる関係機関によるワークショップ形式の地域懇談会を実施し、地域福祉の推進について一緒に考える機会を設けました。

また、専門的な検討を行うため、学識経験者、関係機関の代表者などで構成される東大阪市社会福祉審議会の「地域福祉専門分科会」と、公募市民などを含めた「地域福祉計画策定懇話会」の合同会議を設置し、集中的な討議を行いました。

そして、庁内組織としては「福祉推進委員会」において総合的な調整・意見集約などを行いました。

４　計画の期間

本計画は、2019（平成 31）年度を初年度、2023（平成 35）年度を目標年度とする５か年計画とし、計画最終年度に評価と見直しを行います。

本計画及び上位計画の対象期間

平成 26 年（2014 年）	平成 27 年（2015 年）	平成 28 年（2016 年）	平成 29 年（2017 年）	平成 30 年（2018 年）	平成 31 年（2019 年）	平成 32 年（2020 年）	平成 33 年（2021 年）	平成 34 年（2022 年）	平成 35 年（2023 年）	平成 36 年（2024 年）	平成 37 年（2025 年）
東大阪市第2次総合計画後期基本計画							次期計画				
東大阪市第４期地域福祉計画					東大阪市第５期地域福祉計画					次期計画	